

林野庁  
インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成26年度～平成32年度

平成26年8月19日

林野庁

# 目次

1. はじめに	1
2. 林野庁の役割	2
3. 計画の範囲	2
(1) 対象施設	2
(2) 計画期間	3
4. 対象施設の現状と課題	3
(1) 点検・診断、補修・更新等	5
(2) 基準類の整備	5
(3) 情報基盤の整備と活用	6
(4) 個別施設計画の策定	6
(5) 新技術の開発・導入	7
(6) 予算管理	7
(7) 体制の構築等	7
①維持管理・更新等に係る人材の育成	8
②補修・機能強化等に係る工事の円滑な実施	8
③ボランティア等との連携強化	8
(8) 法令等の整備	8
5. 中長期的なコストの見通し	9
6. 必要施策に係る取組の方向性	9
(1) 点検・診断、補修・更新等	9
(2) 基準類の整備	9
①体系的な整備	9
②新たな技術や知見の基準類への反映	10
(3) 情報基盤の整備と活用	10
①不足情報の収集・蓄積	10
②情報の利活用と発信・共有	11
(4) 個別施設計画の策定	11
(5) 新技術の開発・導入	13
(6) 予算管理	13
(7) 体制の構築等	14
(8) 法令等の整備	14
7. フォローアップ計画	15

## 1. はじめに

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれる中、地球温暖化に伴う気候変動による災害リスクの高まり、南海トラフ地震等による大規模災害の発生への懸念、少子高齢化の進展等といった自然条件や社会情勢の変化も踏まえつつ、その維持管理・更新等を適切に行っていくことが課題となっている。

このため、平成25年10月4日、政府全体の取組として、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

基本計画においては、国土保全のための基盤も含めた都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、メンテナンスサイクルの構築、予防保全型維持管理の導入、社会情勢の変化や新たなニーズへの対応等、これまで以上に戦略的に維持管理・更新等の取組を進めることが重要とされた。さらに、各インフラの管理者（以下「管理者」という。）及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関（以下「所管者」という。）は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画」を策定することとされた。

一方、国土面積の約7割を占める森林は、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等多面的な機能を有し、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」としての役割を果たしている。このような森林の有する多面的な機能の発揮が将来にわたって確保されるためには、森林の整備及び保全を適切に進めていくことが肝要であり、そのための基盤として必要となる治山施設や林道施設について、新たな整備を引き続き推進することに加え、これまでに整備された既存ストックについて、基本計画の考え方を踏まえるとともに、森林や山村等を取り巻く状況も勘案しながら、適切な維持管理・更新等を進めつつ有効活用を図っていくことが重要である。

このため、林野庁が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、この「林野庁インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を策定する。

これにより、点検・診断の結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化な

どの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図り、基準類の整備や体制の構築等も含め、将来にわたってインフラが求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策の充実に努める。

## 2. 林野庁の役割

林野庁は、「森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする」（農林水産省設置法第30条）とされており、その任務を達成するための事務を所掌している。これにより、林野庁は、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保等の観点から、森林の整備及び保全が適切に行われるよう、体制や制度を構築する「所管者」としての役割を担っている。

一方、林野庁は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割に当たる国有林野の管理経営等を自ら行っており、自ら整備した各インフラの「管理者」としての役割も担っている。

このため、本行動計画では、これらの二つの立場から林野庁として取り組むべき施策をとりまとめ、関係機関と連携しつつ、長寿命化対策を強力に推進する。

## 3. 計画の範囲

### (1) 対象施設

本行動計画では、「緑の社会資本」である森林の整備及び保全を推進するための基盤となる施設であって、林野庁が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管する治山施設及び林道施設を対象とする。

分野	対象施設	備考
治山	治山台帳に記載された次に掲げる治山施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安施設事業に係る施設</li> <li>・ 地すべり防止施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第41条</li> <li>・ 地すべり等防止法第2条第3項</li> <li>・ 公共土木施設災害復旧事業</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設</li> </ul>	費国庫負担法等
林道	林道台帳に記載された次に掲げる林道施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁</li> <li>・トンネル</li> <li>・その他重要な施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道規程第7条</li> <li>・橋梁、トンネルについては全ての施設</li> <li>・その他重要な施設については、各管理者が別に定める</li> </ul>

## (2) 計画期間

本行動計画の策定年度である平成26（2014）年度から、基本計画に示されたロードマップにおいて一連の必要施策の取組に一定の目途をつけることとされた平成32（2020）年度までを計画期間とする。

## 4. 対象施設の現状と課題

我が国では、過去に過剰な伐採や開発による森林の荒廃が深刻化し、各地で大規模な山地災害や水害を経験する中、国土保全の観点から治山事業等による荒廃地の復旧整備を進めてきた。一方、戦後の経済成長に伴う旺盛な木材需要等に応えるため、積極的に人工林の造成や基盤整備を行った結果、森林蓄積がこの半世紀で約2.6倍になるなど、資源としての森林の充実が図られてきた。

こうして整備されてきた治山施設や林道施設の現状と課題については、それぞれ以下のとおりである。

### ① 治山施設

治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害等から地域の安全・安心の確保等を図る事業である。特に戦後、荒廃地の復旧整備のために開始された「治山事業10箇年計画」（昭和29(1954)年策定)以降、施設整備が計画的に行われた結果、現在では、全国に約44万基の治山ダムが整備されるなど、多くのストックが形成されている。これらの中には、設置から既に相当の年月が経過したものがあるほか、積雪寒

冷地帯、火山地域、海岸部等の自然条件の厳しい箇所に整備されたものもあり、経年劣化その他様々な要因により、施設の劣化、損傷等が生じるおそれがある。また、保全対象等整備箇所周辺の社会条件も多様である。

また、施設自体には損傷がみられない場合であっても、施設周辺の森林で新たな荒廃の発生等が確認された場合等は、施設の機能強化等も含めた対策の検討を行う必要があることから、周辺の森林の状況等も踏まえた施設の点検・診断をいかに効率的に実施していくかについて留意する必要がある。

加えて、地球温暖化に伴う気候変動や南海トラフ地震等による大規模災害等の発生が懸念される状況も踏まえ、新たな山地災害の発生リスクを分析し、施設の機能強化等の必要性や内容について検討することも必要である。

施設	管理者	施設数	整備後50年以上経過する施設の割合		
			現在 (H24年度末)	10年後	20年後
治山ダム	国	55,600基	15%	30%	49%
	都道府県	380,000基	15%	32%	51%

出典：林野庁業務資料

※平成25年3月末時点

※10年後、20年後の推計において、今後新たに整備される施設は考慮していない

## ②林道施設

林道は、森林整備や林業経営に不可欠な基盤施設であり、戦後の復興期から高度成長期には未利用森林資源の開発を主要な目的として、また昭和50年頃からは山村地域の生活基盤としての観点からも整備が進められてきた。

今後、老朽化した橋梁等が増えていくこととなるが、これらの施設は、国、都道府県、市町村、森林組合等の多様な主体により管理されていることから、所管者と管理者が一体となったライフサイクルコストの縮減に向けた取組や保全管理体制の構築が不可欠となっている。

施設	管理者	施設数	整備後50年以上経過する施設の割合		
			現在 (H24年度末)	10年後	20年後
橋梁 (橋長 4 m以上)	国	11,880橋	23%	62%	86%
	都道府県	2,102橋	17%	58%	79%
	市町村	20,818橋	27%	54%	77%
	森林組合等	1,531橋	49%	79%	95%
トンネル	国	146本	74%	81%	96%
	都道府県	182本	30%	50%	68%
	市町村	300本	20%	30%	46%
	森林組合等	5本	60%	80%	100%

出典：林野庁業務資料

※平成25年3月末時点

※10年後、20年後の推計において、今後新たに整備される施設は考慮していない

### (1) 点検・診断、補修・更新等

治山施設や林道施設については、各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等が行われている。

今後、これらの施設の維持管理・更新等を推進するに当たっては、個々の施設の整備時期や周辺環境に応じた特性を考慮するとともに、今後想定される大規模災害等の発生リスクの高まりや少子高齢化の進展等といった社会情勢の変化を見据え、それぞれの施設に係る課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくことで、点検・診断の結果に基づき適切な補修・更新等を実施する持続可能なメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

### (2) 基準類の整備

治山施設については、管理者により施設の破損等の変状や経年劣化等を把握する点検等が実施されているが、メンテナンスサイクルの実施に係る基準やマニュアル等（以下「基準類」という。）については体系的な整備がなされていない状況である。

また、林道施設についても、「林道橋の維持管理について」（平成22年9月30日付け林野庁整備課長通知）等に基づいた点検等が実施されているが、メンテナンスサイクルの実施に係る基準類については体系的な整備がなされていない状況である。

このため、国民の安全・安心の確保を最優先としつつ、施設の特性等を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を図っていくことを念頭に、点検・診断、補修・更新等に至る各段階に求められる取組の内容や品質など、メンテナンスサイクルを実施する上で不可欠な基準類を体系的に整備する必要がある。

### （3）情報基盤の整備と活用

治山施設及び林道施設の各種諸元については、治山事業及び森林整備事業の実施要領等に基づき、台帳として整備・保管することとされている。

しかしながら、施設によっては、整備時期が古い等の理由により、記載されている情報が不十分なものや、施設の完成時の図面が逸失しているものもみられる。また、治山施設の中には、施設の位置情報が未整備のため、点検・診断等に当たって改めて情報を収集する必要があるなど、多くの手間を要する場合もある。

また、台帳が紙ベースで保管されているものや、同じ種類の施設であっても整備時期等により用語が統一されていないものがあるなど、集計作業等に多大な労力を要する場合もある。

このため、施設の位置情報も含めた各種諸元の電子化（GIS化等）を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な維持管理・更新等の実施に活用していく必要がある。

### （4）個別施設計画の策定

施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが必要である。

今後、本行動計画に基づき、個別施設計画の策定を進めていくためには、「予防保全型維持管理」の考え方（施設の特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、老朽化等による機能の低下の程度が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化等を実施することで効率的に機能の保持・回



復を図る考え方をいう。以下同じ。)に基づく維持管理・更新等の対象となる施設や優先度の考え方等を明確にするとともに、計画策定の前提となる点検・診断等の実施結果や各種情報の蓄積、計画策定のための知見の充実など、各施設の管理者の取組状況に応じたきめ細かな対応を図っていくことが課題である。

## (5) 新技術の開発・導入

現在、施設の点検・診断の多くは、目視による状態の確認を基本として実施されている。また、管理者によっては独自の基準類に基づき診断結果を点数化するなどにより、対策の内容や優先度等の判定を実施している場合もある。

このような中、今後より効率的に施設の維持管理・更新等を行っていくためには、戦略的に新技術の開発・導入を進めていく必要がある。

特に、木製構造物については、「新農林水産省木材利用推進計画」(平成22年12月策定)に基づき、引き続き積極的にその利用推進を図っていくとともに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)に係る国会審議時の附帯決議も踏まえ、土木工事における木材利用を促進するための点検・診断、補修等に係る技術開発を推進する必要がある。

さらに、これらの新技術や、メンテナンスサイクルを進める中で得られる知見等については、基準類に順次反映していくことが必要である。

## (6) 予算管理

国民生活や社会経済活動を維持・発展させていく上で必要な施設については、厳しい財政状況下においても、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努めることが必要である。

## (7) 体制の構築等

必要なインフラ機能を維持し、地域の安全・安心を確保するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であり、メンテナンスサイクルの構築と合わせて、その実行に必要な体制の構築等を行っていく必要がある。

### ①維持管理・更新等に係る人材の育成

国や地方公共団体の職員数の減少に加え、建設業や建設コンサルタント業の従事者数も減少しており、治山事業等の実施体制の脆弱化が懸念される状況にある。このような中、施設の維持管理・更新等を適切に実施していくためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系的に整備するとともに、管理者等がそれらを正確に理解して実行することが不可欠である。また、維持管理・更新等に係る技術の高度化が期待される中、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮させていくことも求められる。

このため、人材の育成や事業実施体制の強化による維持管理・更新等の質的向上を図っていくことが必要である。

### ②補修・機能強化等に係る工事の円滑な実施

維持管理・更新等のうち、補修・機能強化等に係る工事は、施設ごとに構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、必要となる工種・工法の判断が難しいことに加え、新設工事に比べて単位施工量当たりの人件費や機材費が割高になる場合がある。これに対し、現行の歩掛等は新設工事を対象としたものが主体となっており、補修・機能強化等に係る工事の実施に当たって必ずしも十分な内容となっていないことから、これらの見直しが必要である。

### ③ボランティア等との連携強化

多数にわたる施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるためには、ボランティア等との連携も有効である。

このため、山地防災ヘルパー等の一定の技術力を有するボランティアについて、より積極的な活用を図るとともに、維持管理・更新等の推進に向けた技術力の向上及びこれらの活動への支援を行っていくことが重要である。

また、これまで実施してきた山地災害の防止等に関する普及・啓発に加え、施設の現状やメンテナンスサイクルの必要性に関する国民の理解や協働を促進する取組も必要である。

## (8) 法令等の整備

社会情勢の変化等に応じて、維持管理・更新等を確実に実施していくため、今後、各種取組を実施していく中で発生する諸課題に対応するための

各種通知類の整備について検討することも必要である。

## **5. 中長期的なコストの見通し**

維持管理・更新等に係るコストの縮減を図り、必要な予算の確保を図っていくためには、中長期的な将来の見通しを把握しつつ、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、維持管理・更新等の実施に必要な情報が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発される新技術や予防保全型維持管理の考え方に基づく取組によるコスト削減の可能性等については、不確定な要素も多い。

このため、今後、各施設の管理者において策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握して中長期的な維持管理・更新等にかかるコストの見通しを推定する必要がある。

## **6. 必要施策に係る取組の方向性**

上記「4. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

### **(1) 点検・診断、補修・更新等**

点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。

なお、必要な対策の検討に当たっては、他事業における取組も必要に応じて参考にしつつ、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するなど、戦略的な取組を推進する。

### **(2) 基準類の整備**

#### **①体系的な整備**

点検・診断から補修・更新等に至る各段階の対策を適時・適切に実施し、将来にわたって持続可能なメンテナンスサイクルを構築するため、施設の重要度や周辺環境、保全対象の状況等、地域の実情や維持管理の効率

性を踏まえた点検・診断の頻度や内容及び補修・更新等に関する基準について設定した長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）（仮称）を作成する。

## ②新たな技術や知見の基準類への反映

維持管理・更新等の全体的なレベルの向上を図るため、工事等の質的向上や効率化、周辺環境への配慮、工期の短縮、トータルコストの縮減等の観点から有用と判断される新技術や知見について、後述する（3）や（5）の取組も含めたメンテナンスサイクルの実施を通じて得られたものや他の公共土木施設分野において得られたものも含め、関連する基準類に反映する。

所管者としての役割	管理者としての役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度までを目標に、点検・診断から補修・更新等に至る各段階の対策を適時・適切に実施するための長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）（仮称）を作成し、都道府県等に提供する。</li> <li>・長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）（仮称）に基づくメンテナンスサイクルの実施を通じて得られる知見や他の公共土木施設分野の事例を収集・蓄積し、必要に応じて改定を行うなど、基準類の体系的な整備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）（仮称）に基づくメンテナンスサイクルの実施を通じて得られる知見を収集・蓄積する。</li> </ul>

## （3）情報基盤の整備と活用

### ①不足情報の収集・蓄積

メンテナンスサイクルの実施を通じて、施設の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない施設の各種諸元等の情報の収集・蓄積を図る。

また、これらの情報の収集・蓄積体制の整備に向けた都道府県等における取組について、共通様式の提示等により支援する。

## ②情報の利活用と発信・共有

データベースに蓄積された情報については、効果的かつ効率的な維持管理・更新等の実施、基準類の体系的整備、新技術の開発・活用等に積極的に利用する。

また、施設の位置情報も含めた各種諸元の電子化（GIS化等）を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に管理し、維持管理・更新等の計画的な実施を図る。

所管者としての役割	管理者としての役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県等が行う情報基盤の整備について、技術的支援を実施する。</li><li>・都道府県等が蓄積した情報について提供を受け、基準類の整備等に活用する。</li><li>・個々の治山施設の位置情報の取得や台帳の電子化等のGIS等の整備に向けた取組を支援する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設ごとの情報の収集・蓄積を台帳の電子化やGISの活用等により効率的に進める。</li><li>・蓄積した情報については、林野庁及び森林管理局で共有する。</li></ul>

## （４）個別施設計画の策定

本行動計画の対象施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進する。ただし、次の①から③までの施設については、管理者の主体的な判断により、その対象から除くことができる（①については治山施設のみ該当）。

### ①維持管理・更新等の必要性が認められない施設

施設の効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復した結果、保安林の指定目的が十分達成された状態となっており、かつその機能の発揮の態様等を踏まえ、当該施設の予防保全型維持管理を行わなくても、森林の国土保全機能等の発揮と相まって、期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設。

## ②第三者への影響が限定的な施設

老朽化に伴う経年劣化等により施設が損傷した場合等であっても、その影響の及ぼす範囲が限定的であるなど、第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を引き起こす可能性が極めて小さい施設。

## ③事後的な措置により対応する施設等

その他、規模が小さく予防保全型維持管理によるトータルコストの削減効果が限定的であり、事後的な措置を行うことにより対応の方が効率的な施設等。

また、林野庁はもとより、都道府県等各管理者による個別施設計画の策定が着実に進むよう、個別施設計画策定ガイドライン（マニュアル）（仮称）を作成する。

所管者としての役割	管理者としての役割
・平成27年度中を目標に、個別施設計画策定ガイドライン（マニュアル）（仮称）を作成し、都道府県等に提供する。	・平成30年度までを目標に、国が管理する全ての対象施設について個別施設計画を策定する。

### （備考）治山施設に係る個別施設計画の策定の範囲

治山施設は、荒廃山地等における斜面の安定や溪岸の侵食防止等を図るために整備されるものであるが、治山事業の目的は、治山施設の機能のみによって達成されるものではなく、治山施設の効果が発現する結果、その周辺の森林の国土保全機能が回復するとともに、森林が健全な状態で維持されることによって達成されるものである。このため、個別施設計画の策定に当たっては、施設周辺の森林の状況の把握等にも留意した上で、必要に応じ、施設の補修・機能強化等について検討する必要がある。

なお、治山施設における国と都道府県の管理の分担については、以下のとおりである。

国	国有林治山事業で整備された治山施設、民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業(直轄)で整備された施設のうち、国から都道府県へ移管していない治山施設
都道府県	民有林補助治山事業(交付金による事業を含む)、地方単独事業、災害復旧事業(補助)で整備された治山施設、民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業(直轄)で整備された施設のうち、事業完了し国から都道府県に移管された治山施設

### (5) 新技術の開発・導入

限られた人員や予算の中で維持管理・更新等を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関と連携しつつ、非破壊検査技術やICT(Information and Communication Technology)の活用等の新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、現場のニーズを踏まえつつ積極的に導入を図るとともに、これら優良事例の周知等を推進する。

また、木製構造物については、腐朽による劣化等木材としての材料特性を踏まえ、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減に向けた施設の長寿命化を周辺環境に応じて効果的かつ効率的に行うための技術の向上を図る。

所管者としての役割	管理者としての役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携しつつ、新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、都道府県等に周知することにより広く普及を図る。</li> <li>木製構造物について、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減に向けた技術の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場実態に応じ、積極的に新技術の活用に取り組む。</li> </ul>

### (6) 予算管理

点検・診断を通じて把握された劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設ごとの更新の必要性やその費用等を勘案の上、将来必要となる維持管理・更新等に係るコストの全体像を見通しながら優先順位を検討し、計画的な取

組を行う。これにより、メンテナンスサイクルを着実に実施し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算支出の平準化を図る。

## (7) 体制の構築等

既存ストックの老朽化の進行に伴い、今後、施設の維持管理・更新等に対する重要性が増大すると見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保する。このため、施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進める。

また、補修・機能強化等に係る工事は、発注規模が小さく収益性が低いという建設業界等からの指摘も踏まえ、適正な利潤の確保や受注機会の減少に伴う地域の建設企業への影響も考慮しつつ、複数箇所の包括的な発注等の発注ロットの最適化に努めるとともに、必要な工事を円滑に実施できるよう、補修等の工事に対応した歩掛等の見直しを図る。

加えて、維持管理に当たって、一定の能力を有するボランティア等との連携を推進するため、技術力の向上に資する取組への支援、メンテナンスサイクルの必要性に関する国民の理解や協働を促進する。

所管者としての役割	管理者としての役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種先進事例や優良事例の共有により、維持管理・更新等に関わる者の技術力の向上を図る。</li> <li>・ 研修等の実施により、維持管理・更新等に係る技術力の向上を図る。</li> <li>・ 補修等の工事に対応した歩掛等の見直しを図る。</li> <li>・ 山地防災ヘルパー、国有林防災ボランティア、林道利用者等のボランティア等との連携を進め、効率的な維持管理を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地防災ヘルパーや国有林防災ボランティア等との連携や研修等を通じて、維持管理等に係る技術力の向上に努める。</li> <li>・ 複数箇所の包括的な発注等、発注ロットの最適化に努める。</li> <li>・ 事業を実施する際、地域住民等に維持管理の必要性の理解を醸成し、協働を促進するための取組を進める。</li> </ul>

## (8) 法令等の整備

所管する法令等について、引き続き適切に運用するとともに、地球温暖化に伴う災害外力の増加、少子高齢化社会の到来等の社会情勢の変化や、



本行動計画に基づく取組を実施する中で発生する新たな課題に対応するため、必要に応じ、各種通知類の整備に取り組む。

## **7. フォローアップ計画**

本行動計画を継続し発展させるため、「6. 必要施策に係る取組の方向性」を引き続き充実・深化させるとともに、必要に応じて本行動計画の改定を行う。